



令和3年 6月24日(木)
(2021年)

No. 15440 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆独占禁止法に抵触するとして特許権行使が
権利の濫用に当たるとされた事例…………… (1)

独占禁止法に抵触するとして特許権行使が 権利の濫用に当たるとされた事例

青木・関根・田中法律事務所

弁護士・弁理士 森 修一郎

1 はじめに

本判決¹は、特許権侵害訴訟において、再生品であるトナーカートリッジ製品に取り付けられた被告電子部品について発明の技術的範囲に属すると認定したが、原告(リコー)が原告製のトナーカートリッジ製品の電子部品の書き換えを制限していたことから、原告の一連の行為について独占禁止法と抵触する等と認定し、原告の特許権行使(差止請求及び

損害賠償請求)を権利の濫用として、請求を棄却した。

本判決は、特許権の行使と独占禁止法の関係についての判断を示す事例となる。

2 判決の概要

2.1 事案の概要

名称を「情報記憶装置、着脱可能装置、現像剤容器、及び、画像形成装置」とする特許権を有す

特許業務法人

北 斗 特 許 事 務 所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所 長	弁理士	西 川 恵 清	弁理士	谷 水 慎
副 所 長	弁理士	坂 口 武	弁理士	永 濱 一 貴
副 所 長	弁理士	田 中 康 継	弁理士	小 川 博 生
	弁理士	水 尻 勝 久	弁理士	中 尾 慎
	弁理士	竹 尾 由 重		

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail : post@hokutopat.com